

業務委託契約書(案)

長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(委託業務)

第1条 委託者は、受託者に対して、以下の業務（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

- (1) 委託業務名 令和8年度 長野県への移住定住に向けた相談窓口等の運営業務
- (2) 委託業務 別記「業務仕様書」のとおり

(委託期間)

第2条 本契約の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 本契約の委託料は、金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）とする。

(契約保証金)

第4条 受託者が委託者に預託する契約保証金は、金〇〇〇〇円とし、この契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

- 2 委託者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

契約保証金を免除する場合

第5条 契約保証金は_____円とし、その納付は免除する。

- 2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

(委託業務の変更等)

第5条 委託者は、受託者の合意を得て、別に定める「業務委託変更契約書」により、本件業務を変更することができる。ただし、軽微な変更の場合については、委託者受託者協議して定めるものとする。

- 2 前項において、委託料、委託期間、その他の契約内容を変更する必要があるときは、委託者受託者協議してこれを定める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ

てはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

2 委託者は、受託者（再委託以降の全ての受託にかかる者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通知を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

(転貸等の禁止)

第8条 委託者は、展示パネルベースの全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、受託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(報告等)

第9条 受託者は、本件業務の履行の状況に関し、委託者からの求めがあったときは、その状況につき直ちに報告するものとする。

2 受託者は、本件業務の別記「業務仕様書」の2（2）①に定める相談者その他の第三者に、事故、災害、その他不測の事態が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行うとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、本件業務が終了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第10条 受託者は、毎月分の業務報告を、翌月の15日までに（令和9年3月分にあっては3月31日までに）の仕様書に指定する様式により委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、遅滞なく検査を行い、合格した時は引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、第2項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までにその指示に従い、これを補正する。この場合において、本件業務の補正に要する費用は、受託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(委託料の支払)

第12条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(前金払)

第13条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内にお

いて、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。

(その他費用)

第14条 委託者の求めにより、受託者がその他の費用を要したときは、委託者がこれを負担する。

(委託者による備品の貸与等)

第15条 委託者は、本件業務の用に供するため、新たに購入若しくは調達した備品を受託者に貸与することができる。

2 前項により委託者が貸与した備品が経年劣化等により、本件業務の用に供することができなくなったときは、委託者は必要に応じて自己の費用で当該備品を購入若しくは調達するものとする。

3 受託者が、故意または過失により備品を毀損または滅失したときは、委託者に対しこれを弁償し、または受託者の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有する物を購入若しくは調達しなければならない。この場合において、当該備品の所有権は委託者に帰属するものとする。

(受託者による備品の購入)

第16条 受託者は、自己の費用により任意に備品を購入することができる。この場合において、当該備品の所有権は受託者に帰属するものとする。

(契約の終了等に伴う備品の取扱い)

第17条 受託者は、契約が終了したとき又は契約を解除若しくは解約されたときは、委託者から貸与された備品、第15条第3項の規定により受託者が購入若しくは調達した備品については、委託者の指定する期日までに、委託者又は委託者が指定する者に対して引き継がなければならない。ただし、委託者受託者の協議において、両者が合意したときはこの限りでない。

(秘密の保持)

第18条 受託者及び本件業務に従事する者は、業務に関して知り得た事実を第三者に漏らし、又は業務以外の目的で使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除若しくは解約された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第19条 受託者は、本件業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。ただし、受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲において、本件業務で知り得た個人情報を委託者と共有し、本契約以外で利用することができる。

(守秘義務)

第20条 委託者及び受託者は、委託期間中はもとより終了後も、本契約（別記「業務仕様書」含む。）にもとづき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ① 公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ② 第三者から適法に取得した事実
- ③ 開示の時点で保有していた事実

④ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実
(委託者の解除権等)

第21条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、又は期間を定めて本件業務の全部若しくは一部を解約することができる。

- ① この契約に違反する行為をしたとき
- ② 期間内に契約を履行しないとき又は履行しないと明らかに認められるとき
- ③ 契約の履行について不正な行為があると認められるとき
- ④ その他契約上の義務を履行しないと認められるとき
- ⑤ 受託者又は受託者の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用して暴力団又は暴力団員等を利用する者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

2 受託者は、前項の①から⑤の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として支払わなければならない。また、委託者の受けた損害が違約金の額を超えるときは、受託者はその超える額についても委託者に支払わなければならない。

3 第1項の規定により本契約を解除し、又は期間を定めて本件業務の全部若しくは一部を解約する場合において、委託者は、受託者に対し、委託料の支払いを停止し、又は未履行分の委託料の返還を請求することができる。

(受託者の解除権等)

第22条 受託者は、委託者が本契約（別記「業務仕様書」含む。）の規定に違反したことにより、本件業務の履行が不可能になったときは、本契約を解除し、又は期間を定めて本件業務の全部若しくは一部を解約することができる。

2 前条第2項の規定は、前項においても準用する。

(債務不履行の損害賠償)

第23条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第2条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第10条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報

告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第12条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第12条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第21条の規定により契約が解除されたときは、第4条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第4条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第24条 委託者又は受託者は、解除、解約若しくは本契約に違反し、又は故意若しくは過失により、所有権がいずれかに帰属する備品を毀損若しくは滅失したときは、代品を納入し又は修理その他原状回復に必要な費用を支払わなければならない。

- 2 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により、本件業務の相談者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、委託者がその損害を賠償するものとする。

（受託者の免責）

第25条 天災地変、盗難およびその他受託者の責めに帰することができない事由により、委託者が損害を被ったときは、受託者は一切その責めを負わない。

（契約の消滅）

第26条 天災地変、火災、及び委託者又は受託者の責めに帰さない事由により、受託者が入居する建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、本件業務の遂行が不可能となつたときは、本契約は終了する。

- 2 委託者及び受託者は、前項により本契約が消滅したときは、本件業務の未履行分について委託者受託者協議のうえ精算するものとする。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第27条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（協議解決）

第28条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、委託者受託者誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、委託者受託者相互に記名押印のうえ、各1通を保有する。

年　　月　　日

委託者　長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事　阿部守一

受託者

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(秘密の保持)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3 受託者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制（個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の発生等に備えた連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。）を構築し、及び維持しなければならない。

(責任者及び従事者)

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、責任体制と併せて、あらかじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督するとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようにさせなければならぬ。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

(教育及び研修の実施)

第6 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任

者及び従事者に対して実施しなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(再委託の原則禁止)

第8 受託者は、次項の規定による委託者の承諾があった場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受託者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により委託者が受託者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託を行う業務の内容
- (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
- (7) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の委託者の承諾は、書面によるものとする。

4 受託者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第9 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第10 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、

若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託による管理を含む。以下同じ。）のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去）

第11 受託者は、この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後においては、委託者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、前項の廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。

3 受託者は、廃棄等に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（漏えい等発生時の対応）

第12 受託者は、この契約による業務の処理について個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（監査又は調査）

第13 委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受託者に対して必要な報告を求め、隨時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から個人情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。

3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

（契約の解除）

第14 委託者は、受託者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。

個人情報の管理体制等報告書

年　月　日

長野県知事 阿部 守一 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号

代表者氏名

令和8年度長野県への移住定住に向けた相談窓口等の運営業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり報告します。

1 責任体制等に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
業務従事者	(所属・役職)	(氏名)

2 個人情報の管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	

3 事故発生時の連絡体制

担当	氏名	連絡先（電話番号）
個人情報管理責任者		
業務従事者		

4 個人情報の安全管理措置

盜難、紛失等の事故防止措置、点検等	(具体的に記入すること)
-------------------	--------------

※お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。